

○ 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（募集の認可申請書の添付書類）</p> <p>第二条 農水産業協同組合についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>五 〔略〕</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十二條第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一〕七 略</p>	<p>（募集の認可申請書の添付書類）</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七 同上</p>

八 法第四十四条の二第三項第二号

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類)

第三十二条 農水産業協同組合についての令第九條に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〜四 略」

(優先出資に係る資本金等の額の減少の認可申請書の添付書類)

第三十二条の二 農水産業協同組合についての令第十條に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 減少する資本金等(法第四十四条第五項に規定する資本金等という。第四号において同じ。)の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書類

四 法第四十四条第三項及び第四項の規定により資本金等の額の減少を決議した普通出資者総会の議事録の抄本

五 その他法第四十四条第五項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

「号を加える。」

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類)

第三十二条 農水産業協同組合についての令第十條に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〜四 同上」

「条を加える。」

(資本金等の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十二条の三 令第十条の二第一号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、農林債の債権者及び保護預り契約に係る債権者とす

る。  
2 令第十条の二第三号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

(計算書類に関する事項)

第三十三条の二 法第四十四条の三第六項において読み替えて準用する同条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度がない場合にあつては、その旨)とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。